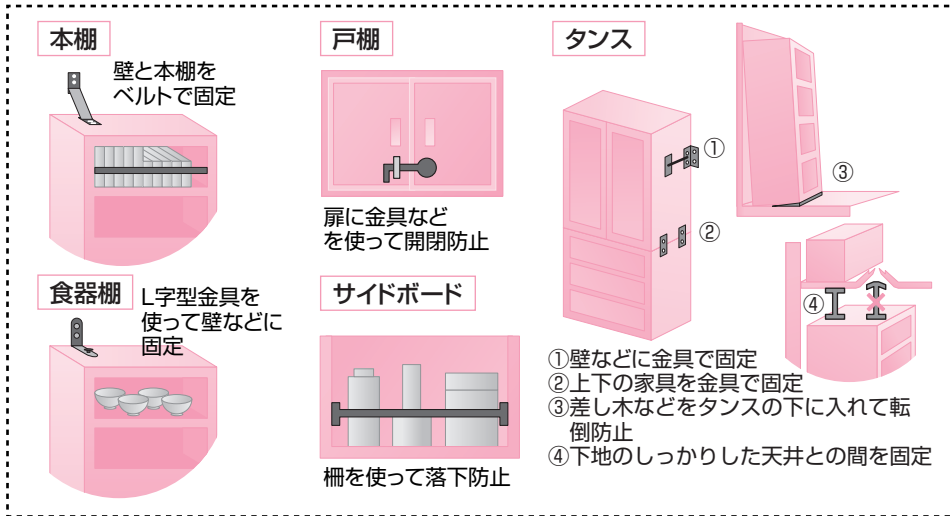


# 地震対策



いなべ市は、今後予想される東海地震や東南海地震などの影響に加えて、いくつかの活断層が存在するため、阪神淡路大震災、新潟中越地震といった内陸直下型地震の発生も想定されており、地震全般の対策が重要と考えます。今回、地震対策事業の一環として、三重県の緊急地震対策促進事業の補助を受けて、社会福祉協議会や民生委員のみなさんと一緒に、高齢者世帯や独居老人世帯を対象に家屋内の家具の転倒を防止する器具を配付しました。災害はいつ起こるかわからないものです。ちょっとした対策でも減災はできますので普段からの備えをしておきましょう。



問い合わせ先……員弁庁舎 総務課 ☎74-5805 FAX74-5800

## ねんきん通信

毎年度申請が必要です

### 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

～学生のみなさん!! 届ければ「もしも」のときも安心です～

学生の方は一般的に所得が少ないため、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

学生納付特例の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金や遺族基礎年金（対象者がいる場合）が支給されます。

#### 対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校等に在学する20歳以上の学生等（夜間・定時制、通信制課程を含む。）であって、学生本人の前年の所得が一定以下の方です。

- 学生納付特例の申請手続きは、市町村の国民年金担当窓口となります。
- 学生納付特例の承認には前年の所得を確認する必要があるため、毎年申請が必要です。
- 学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までです。
- 学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納できます。  
3年目以降に追納する場合は当時の保険料に加算額がつきます。
- これから20歳を迎える学生の方は、国民年金の加入と同時に手続きをしましょう。



問い合わせ先……四日市社会保険事務所 ☎059-353-5513